

修正払込方式終身保険(無配当)

MOD3 MOD5-10 MOD25-10

特長

一生涯を通じて保障を得られます。

保障は一生涯続きますので、「いざというときに保障がなかった…」というようなことはありません。

無理のない保険料で保障が得られます。

ご契約初期の一定期間は保険料が安くなっていますので、収入のご予定に合わせて無理なくお支払いいただけます。なお、保険料の安くなっている期間は、次の3種目の中から選びいただけます。

- MOD3……………ご契約初期の3年間
- MOD5-10……ご契約初期の5年間(最終保険料の約50%)とその後の5年間(最終保険料の約75%)
- MOD25-10……ご契約年齢が14歳以下のときは25歳までの期間ご契約年齢が15歳以上のときはご契約初期の10年間

解約返戻金を有効にご利用になれます。

保障と同時に、長期的な貯蓄の機能も備えていますので、老後の資金づくり等にご利用いただけます。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが不要になります。

■不慮の事故の範囲、所定の身体障害の状態につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

契約者貸付制度をご利用いただけます。

一時的に資金が必要なときなどに、この保険の解約返戻金*の所定の範囲内で貸付けを受けることができます。

*生前給付終身保険特約、残余保険期間が10年以上ある平準定期保険特約・平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)・通増定期保険特約・生前給付定期保険特約が付加されているときは、その特約の解約返戻金額も含まれます。

保険料が割安です。

配当金はありませんが、そのぶん保険料が割安となっています。また、ご契約の保険金額が500万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、さらに保険料が割安になります。

仕組みとご契約例

保険料は年齢・性別により異なります。

MOD 3

保険料が安くなっている期間とその割合は――

- 最初の3年間=最終保険料の約85%

- 被保険者 35歳 男性
- 保険金額 1,000万円
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 終身

MOD 5-10

保険料が安くなっている期間とその割合は――

- 最初の5年間 =最終保険料の約50%
- その後の5年間=最終保険料の約75%

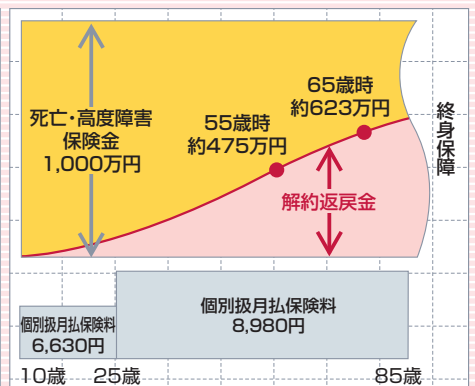
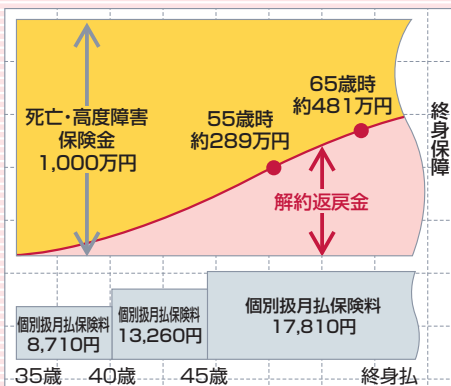
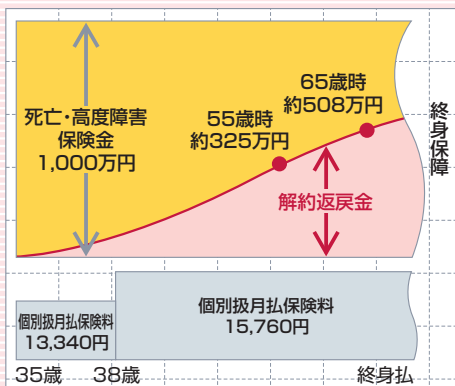
- 被保険者 35歳 男性
- 保険金額 1,000万円
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 終身

MOD 25-10

保険料が安くなっている期間は――

- ご契約年齢が14歳以下のときは25歳までの期間
- ご契約年齢が15歳以上のときは初めの10年間

- 被保険者 10歳 男性
- 保険金額 1,000万円
- 保険期間 終身
- 保険料払込期間 85歳まで



保険金のお支払事由

(詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受取りになる人
死亡保険金	死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になられたとき	被保険者* (保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

*予め指定代理請求人(配偶者やお子さまなど)を指定されている場合は、被保険者が保険金を請求できないときに、指定代理請求人からご請求いただくこともできます。

■いずれかの保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

ご契約に際して

▶ 保険期間・保険料払込期間とご契約年齢の範囲

MOD3

保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢
終身	終身	0歳～70歳

MOD5-10

保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢
終身	終身	15歳～65歳

MOD25-10

保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢
終身	85歳まで	0歳～65歳

▶ 付加できる特約

平準定期保険特約
通減定期保険特約
家族収入特約
平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)
無解約返戻金型平準定期保険特約
通増定期保険特約
災害死亡給付特約
傷害特約
買増権保証特約(92)
入院総合保障特約(87)
成人病総合保障特約(95)
がん特約
生前給付終身保険特約
生前給付定期保険特約
リビング・ニーズ特約(O4)
ナーシング・ニーズ特約(O4)
5年ごと利差配当付年金支払特約

■ナーシング・ニーズ特約(O4)は、お申込み時にはMOD25-10にのみ付加できます。

■特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。詳細につきましては担当者にご確認ください。

▶ 保険料払込方法

年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます(特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります)。

■お払込みの際は所定の「保険料口座振替制度」をご利用ください。

■新規のご加入で、団体扱・特別団体扱契約をご検討の方へ
新規のご加入の場合、この保険の個別扱保険料は団体扱・特別団体扱保険料より割安となりますので、ご注意ください。

▶ 自動振替貸付制度

解約返戻金があるご契約で、払込猶予期間が過ぎても保険料のお払込みがないときには、解約返戻金*の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立替えいたします。

*生前給付終身保険特約、生前給付定期保険特約、平準定期保険特約、平準定期保険特約(喫煙リスク区分型)、通増定期保険特約が付加されているときは、その特約の解約返戻金も含まれます。

■この制度はあらかじめ希望されない旨のお申し出があったご契約には適用されません。

▶ 払済保険への変更

- 以後の保険料払込みを中止して、保険料払込済みの終身保険に変更できます。
- 変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金(付加された特約の解約返戻金も含む)をもとに新たに定めます。なお、算出した保険金額が主契約と特約*の普通死亡保険金額(変更時)の合計額を超える場合は、合計額とし、解約返戻金の残額をお支払いします。
*一部の特約につきましては、変更時の取扱いが異なりますので、担当者にご確認ください。
- 変更後も保障は終身継続します。
- 払済保険に変更後の特約の取扱いにつきましては担当者にご確認ください。

▶ 延長保険への変更

- 以後の保険料払込みを中止して、死亡・高度障害を保障する保険料払込済みの定期保険に変更できます。
- 変更後の保険金額は、主契約と特約*の普通死亡保険金額(変更時)の合計額になります。
*一部の特約につきましては、取扱いが異なりますので、担当者にご確認ください。
- 変更後の保険期間は、変更日の解約返戻金(付加された特約の解約返戻金も含む)をもとに新たに定めます。
- 各種特約は消滅します。

▶ 保障内容変更制度

保険料の払込終了*等、所定の要件を満たした場合、5年ごと利差配当付介護保障移行特約および5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加することにより、主契約の死亡・高度障害に対する保障の全部または一部を介護保障・年金(老後の生活保障)に変更できます。介護保障と年金(老後の生活保障)および死亡・高度障害に対する保障を自由に組み合わせることができ、ニーズの変化や豊かなセカンドライフの実現のために、ぜひご利用ください。

*MOD3・MOD5-10は保険料の払込期間が終身のため、保障内容変更制度を利用する前に払済保険に変更する必要があります。

■詳しくは「保障内容変更制度」のパンフレットをご参照ください。

●ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことから記載したもので、**クーリング・オフ**(お申込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者に必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保管してください。また、**重要事項説明書(契約概要)**は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものであり、**重要事項説明書(注意喚起情報)**は契約内容などにおいてご注意ください情報に記載したものです。お申込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

●保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**終身保険**です。ソニー生命の保険種類のご案内は当社のライフプランナーまたは代理店にご請求ください。また、最寄りの支社・営業所にもご用意しておりますのでご覧ください。

【生命保険募集人について】当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。

【ご本人確認について】保険契約申込み時及び契約内容変更時(名義変更等)の手続きの際に、ご契約者または被保険者に、運転免許証やパスポート等の本人を特定し得る書類のご提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館
ホームページ <http://www.sonylife.co.jp>

担当者の身分・権限等についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎0120-158821

保険契約者ご本人以外からの契約内容に関するお問い合わせにはお答えできない場合もございます。
なお、お問い合わせの際は、保険証券等「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担 当 者 パンフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

■担当者欄に記載のない場合、取扱者はソニー生命保険株式会社《カスタマーセンター》となります。